

- 1 このシートは入園及び入園後の手続きの中でとても重要なことを記載したものです。内容をよくご確認ください。
- 2 申請内容と関係のない項目があっても、家庭状況等が変わると手続きが必要となる場合があるため、上記の全ての項目に☑をしてください。
- 3 内容について不明な点がありましたら、ご記入前に各施設または市役所に問い合わせてください。

	内容	父確認欄 ☑を入れる	母確認欄 ☑を入れる
申込みについて	入園申込書などの書類に記入漏れや誤りはありませんか。 虚偽などが判明した場合は、施設の利用決定を取消す場合があります。	☐	☐
	申込書類はすべて揃っていますか。(入園申込書の裏面や入園ガイドをご確認ください) 令和7年1月2日以降に転入された人や、保護者で十日町市以外を住所地としている人がいる場合は、課税証明書の提出または個人番号の届出が必要となります。 令和7年1月1日以前から十日町市に居住で課税情報の照会に同意いただける人は、個人番号の記入は不要です。	☐	☐
	申込みの内容に変更が生じた場合は、速やかに市役所に報告し、必要な手続きを行ってください。 (就労、離職、勤務時間変更、妊娠・出産、育児休業、転居、結婚、離婚など)	☐	☐
	健康状況調査票については、安全・安心な保育を実施するため、お子さんの発育状況や健康状況を確認させていただくものです。記載内容については、必要に応じて母子保健担当課から乳幼児健診等の状況を確認し、入園決定園へ情報提供します。	☐	☐
保育料について	保育料は、原則として保護者それぞれの市民税額により決定します。4月～8月分の保育料は令和7年度の市民税所得割額、9月以降の保育料は令和8年度の市民税所得割額により決定します。	☐	☐
	所得申告がない場合や課税証明書の提出がない場合は保育料が決定できないため暫定的に最高額の保育料で請求しますので、早めの申告や証明書の提出をお願いします。市民税確定日の翌月から、保育料を再計算します。	☐	☐
	所得の修正申告があった場合は、市民税確定日の翌月から修正後の課税額を反映し、保育料を再計算します。 認定内容、各種減免の変更に対する届出がない場合、適正な保育料が算定できず、後日追加徴収が発生する場合があります。	☐	☐
	家計の主宰者の認定についてフローチャート(入園ガイドP.9)を確認しました。	☐	☐
保育の必要性について	「就労」を理由に申請する場合、就労証明書及び入園ガイドに記載の書類の提出が必要です。	☐	☐
	「妊娠・出産」を理由に入園できる期間は産前産後各2か月間です。産後2か月経過後も引き続き入園を希望する場合は、2か月が経過する前に、就労など別の理由で認定の申請が必要です。	☐	☐
	「疾病・障がい」、「親族の介護・看護」、「災害復旧」、「就学」を理由に申請する場合は、入園ガイドに記載の書類の提出が必要です。	☐	☐
	「求職活動」を理由に申請する場合は、次のことに注意が必要です。		
	①就労理由の入園希望者などと比較した場合に、求職活動が理由の方は優先度が低くなります。そのため、申込者多数の場合はご希望の施設にご案内できない場合があります。	☐	☐
	②「求職活動」を理由に入園できる期間は3か月間です。当該期間中に就労した場合は、速やかに手続きを行ってください。	☐	☐
	③3か月経過時に就労できなかった場合は、原則として退園いただきます。	☐	☐
	月120時間未満の就労、疾病・障がい、介護・看護、求職活動、育児休業が理由の場合は、原則短時間認定となります。それ以外の場合は、保育が必要な時間を市が判断し、標準時間認定もしくは短時間認定を決定します。	☐	☐
	標準時間認定と短時間認定では施設の利用時間や料金が異なります。(詳しくは入園ガイドをご覧ください。)	☐	☐
離職や就労など、認定の内容に変更が生じる場合は手続きが必要です。認定の変更は、月の途中で変更した場合でも、翌月初日からの適用となります。	☐	☐	
各種手続きは、変更が生じる前に行ってください。変更が生じてから手続きを行うと、延長保育料などの負担が発生する可能性があります。手続きが必要か不明な場合は各施設か市役所にご相談ください。	☐	☐	

